

2017年12月12日

各位

センチュリーメディカル株式会社

公正取引委員会からの排除措置命令について

本日、当社は公正取引委員会から、東京都が発注する個人防護具等の入札に関して独占禁止法に違反する行為（以下「本件」といいます。）があったとして、下記のとおり、独占禁止法第7条第2項に基づく排除措置命令を受けましたのでお知らせいたします。

当社は、本件に関し、公正取引委員会による立ち入り検査、及びその後の同委員会による調査に全面的に協力してまいりました。当社は、従来より法令遵守の徹底に努めてまいりましたが、このような結果となり、お取引先様をはじめとする関係各位に多大なご迷惑とご心配をお掛けしましたことを、深くお詫び申し上げます。

役職員一同、この度の事態を厳粛に受け止め、今後、独占禁止法の遵守を含む法令遵守の一層の強化に取り組み、再発防止の徹底に努めてまいります。

記

1. 排除措置命令の概要

東京都向け個人防護具等の入札に関する受注調整行為を取りやめていることを確認すること、及び今後同様の行為を行わないこと等を命じられました。

2. 当社の対応

当社は、独占禁止法を含む法令遵守等を「行動規範」として毎年度まとめ、全役職員に対し独占禁止法教育を実施するなど、コンプライアンス意識強化に向けた諸施策を講じてまいりました。しかしながら、今回命令を受けたという事実を厳粛に受け止め、今後、役職員の独占禁止法遵守義務や競争事業者との接触状況の管理等を骨子とする社内ルールの整備や、独占禁止法遵守に関するマニュアル改定を行う等、更なるコンプライアンスの強化と再発防止の徹底に努めてまいります。

以上